



第43号

2026年1月発行

農業委員会だより



編集・発行／八街市農業委員会 八街市八街ほ35番地29 ☎443-1483(直通)



定例総会



農業委員會研修會



ブロック別研修会



現地調査

さて、月日の経つのは早いもので、本年七月には農業委員・農地利用適正化推進委員が任期満了となります。これまでの期間、地域の農業者の皆様のご協力のもと、全委員一丸となつて、本市の農業を魅力あるものとし、次世代に引き継ぐため取り組んで参りました。残る任期も、昨年四月より本格的にスタートした「地域計画」に基づき、引き続き、担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など「農地利用の最適化」の実現に向け取り組んで参ります。引き続き農業委員会活動へのご支援とご協力をお願ひ申し上げます。

結びになりますが、皆様方におかげましては、本年が実り多き年になりますことを心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶いたします。

の農業委員会活動に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

二〇二五年の農業を取り巻く情勢は高齢化、担い手不足、遊休農地の増加といった長年の構造的な課題に加え、気候変動による猛暑、豪雨や生産資材の価格の高騰、さらに、食料安全保障への対応が喫緊の課題となつております。依然として厳しい状況が続いておりま

す。

このような状況を改善し、農業の未

新 春 を 迎 え、謹 ん で 年 頭 の ご 挨 拶 を 申 し 上 げ ま す。

会長あいさつ

農業委員会ホームページを開設しています。

八街市のHP <https://www.city.yachimata.lg.jp>

トップページ»組織でさがす»農業委員会事務局よりご覧いただけます。どうぞご利用ください。



農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

現在の農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了（令和8年7月19日）に伴い、農業委員会等に関する法律に基づき、次期委員を募集します。

募集期間

令和8年1月19日（月）～2月17日（火）午後4時30分まで（※郵送の場合は必着）

推薦・応募方法

推薦書（個人推薦用・団体推薦用）または応募書に必要事項を記入し、農業委員会事務局または経済環境部農政課へ持参、もしくは、郵送により、提出してください。

- ①提出先 農業委員会事務局・経済環境部農政課（市役所 第3庁舎 2階）
- ②郵送先 〒289-1192 八街市八街ほ35番地29 八街市農業委員会事務局または
八街市経済環境部農政課あて

※募集要項、推薦・応募用紙などは農業委員会事務局窓口にて配布します。また、農業委員会ホームページからダウンロードもできます。

※農業委員と農地利用最適化推進委員を重複して推薦・応募することはできますが、兼任することはできません。

応募資格

- 八街市に住所を有する方（市内に農地を有する、または市内において営農活動を行う方はこのかぎりではありません。）
- 市が設置する執行機関の委員（法令において兼職が禁止されている委員）でない方など

◆ 農業委員・農地利用最適化推進委員の概要 ◆

	農業委員	農地利用最適化推進委員
定数	11人	16人
任期	令和8年7月20日～令和11年7月19日（3年間）	
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法に基づき、農地の権利移動についての許認可、農地転用の意見の決定、農業委員会法に関する業務、その他の法的業務の審議決定を行う。 ・農地利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消の推進に向けた働きかけなど） ・農地に関する調査・情報提供 ・農業委員会総会・研修会への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当区域内での農地法に基づいた許可申請等に対する調査および報告 農地利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消の推進に向けた働きかけなど） ・農地に関する調査・情報提供 ※担当区域は、農業委員会ホームページに掲載しています。 ・農業委員会総会・研修会への出席
身分	地方公務員法による非常勤特別職となり、業務には守秘義務が伴います。	

※詳細は「農業委員会ホームページ」でご確認ください。

女性農業者の皆さんへ

あなたも 農業委員・推進委員 になりませんか？

基幹的農業従事者のうち女性は約4割を占めている重要な担い手です。国は第5次男女共同参画基本計画で全農業委員に占める女性の割合について、本年（令和7年）までに3割をめざす目標を掲げています。年々増加の傾向にありますが、目標まであと一歩のところです。八街市では既に2名の女性農業委員が活躍しております。

女性ならではの見識やアイディア、農業者の話を親身に聞くコミュニケーション力や共感力、多彩な意見が求められています。より多くの女性農業者の方、ご応募をお待ちしております。



市や農業委員会を介さない農地の貸し借りは「ヤミ耕作」です!!

- 昔から手続きをせずに農地を貸して（借りて）いる
- 親戚・知人に信頼だけで貸して（借りて）いるので、手続きをしていない
- 手続きがめんどうくさいからヤミで貸して（借りて）いる
- 契約期間が終了したが、そのまま貸して（借りて）いる …など

民法では、口約束だけでも契約は成立しますが、正規の手続きを経ない農地の貸し借りは農地法違反となり、その効力を生じません。ヤミ耕作を続けていると、当事者間で様々なトラブルが発生したり、相続時の問題などいろいろなリスクを伴います。

そのような事を防ぐためにも、**正規の手続き**で農地の貸し借りを行いましょう。

正規の手続きとは・・・

農地を貸し借りする際は、農業委員会や農地中間管理機構を通じて権利設定の手続きを行う必要があります。

貸し借りに関する当事者間の権利と義務を明確にし、トラブル防止には不可欠です。

問い合わせ先

八街市農業委員会事務局
八街市経済環境部農政課

ストップ！ 違反転用

農地を農地以外の用途に使用する場合（転用）や農地の埋立て・盛土をする場合は、農業委員会への届出、又は千葉県知事の許可が必要となります。また、農地には遊休農地も含まれるとともに、登記簿の地目が農地以外（山林や雑種地など）であっても登記簿の地目のみによって判断されず、土地の客観的な状況（地目、現況、過去の経緯、利用状況等）によって、農地として判断される場合もありますので、ご不明な場合は事前に農業委員会にご確認下さい。

また、農地法の転用許可が必要であるにも関わらず、これを受けずに農地以外の用途に使用している場合は、違反転用となり、農地の所有者を含めて違反転用者には厳しい措置がとられることがあります。

農地法の罰則 →

3年以下の懲役 又は 300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)

農業者年金について

農業者は広く加入できます
 ①年間農業従事60日以上
 ②国民年金第1号被保険者
 ③20歳以上60歳未満
 (国民年金任意加入者は65歳まで)
 あれば加入OK

少子高齢時代に強い積立方式
 自分で積み立て、
 将来、自分で受け取ります

保険料は月額2万円から
 6万7千円の間で千円単位
 で自由に決められます
 ※35歳未満で一定の要件を
 満たす場合は月額1万円~



終身年金で
 80歳まで保証付き!

一定の要件を満たす
 農業者には保険料の
 補助制度もあります

途中脱退や再加入もできます

公的年金ならではの
 税制上の大きな優遇措置
 ①支払った保険料は
 全額社会保険料控除
 ②運用益も非課税
 ③将来、受け取る年金も
 公的年金控除の対象と
 なります

☆農業者年金の受給額の試算

加入年齢	納付期間	保険料納付総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	83万円	73万円	1,791万円	1,961万円
30歳	30年	720万円	55万円	48万円	1,189万円	1,301万円
40歳	20年	480万円	33万円	29万円	704万円	771万円
50歳	10年	240万円	15万円	13万円	314万円	343万円

※通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

☆保険料支払いによる節税効果(所得税・個人住民税)の目安

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円